

ID: 3057

担当部署: 農政課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付〔飛行場の区域を除いた区域での鳥獣の管理(第二種特定鳥獣管理計画に基づくものを除く。)のための鳥獣(スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ノイヌ、ノネコ、サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ及びハクビシンに限る。)の捕獲等に係るものに限る。〕〔第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理のための鳥獣(イノシシに限る。)の捕獲等に係るものに限る。〕		
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法 令 番 号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第9条第9項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)			
第9条			
9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月30日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日